



毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」です。相談無料

相続・遺言などのご相談は、お近くの司法書士へ。
日本司法書士会連合会

やま

～山林も大切な財産。忘れていませんか？～

「司法書士による相続登記無料相談会」開催のお知らせ

日時 2月13日(月) 午前10時～午後3時まで

場所 信州新町水防会館(住所 長野市信州新町新町31番地2)

相続登記とは「私がこの土地や建物の権利を引継いだ」ということを公に示す手続きです。登記をしておけば第三者(他人)に法律上も権利を主張することができます。

長野県は県土の78%が森林(山林)であり、その48%は個人が所有しています。しかし、近年の核家族化や林業関係の後継者不足から、山林の相続登記が進んでいない現状があります。そこで、長野県司法書士会では、上記のとおり相談会を実施することにいたしました。

「相続人は誰?」、「遺言って?」、「先代のままだけど、この先どうなるの?」
どんなご質問でも結構です。未来のために今できることを!是非この機会をご利用下さい。

長野県司法書士会 司法書士総合相談センター

(〒380-0872 長野市妻科399番地 TEL026-232-7492)